

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成28年12月21日 |
| 【会社名】 | 株式会社ユーグレナ |
| 【英訳名】 | euglena Co.,Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 出雲 充 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区芝五丁目33番1号 |
| 【電話番号】 | 03-3453-4907 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 財務・経営戦略担当 永田 暁彦 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区芝五丁目33番1号 |
| 【電話番号】 | 03-3453-4907 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 財務・経営戦略担当 永田 暁彦 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

平成28年12月20日開催の当社第12回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年12月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行するために定款に所要の変更を行う。

改正会社法により、責任限定契約の範囲が拡大されたことから、業務執行を行わない取締役についても責任限定契約の締結を可能にすることで、その期待される役割を十分に発揮できる環境を整えるために、定款を一部変更する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、出雲充、鈴木健吾、福本拓元、永田暁彦を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、多喜良夫、木村忠昭、清水誠を選任する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額2億円以内と定める。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額1億円以内と定める。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成（個） | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合（％） |
|-------|---------|--------|-------|------|----------------|
| 第1号議案 | 237,279 | 3,035 | 0 | （注）1 | 可決 98.74 |
| 第2号議案 | | | | | |
| 出雲 充 | 207,466 | 32,848 | 0 | （注）2 | 可決 86.33 |
| 鈴木 健吾 | 207,863 | 32,451 | 0 | | 可決 86.49 |
| 福本 拓元 | 207,802 | 32,512 | 0 | | 可決 86.47 |
| 永田 暁彦 | 207,580 | 32,734 | 0 | | 可決 86.38 |
| 第3号議案 | | | | | |
| 多喜 良夫 | 236,112 | 4,187 | 0 | （注）2 | 可決 98.25 |
| 木村 忠昭 | 211,340 | 28,959 | 0 | | 可決 87.94 |
| 清水 誠 | 237,623 | 2,676 | 0 | | 可決 98.88 |
| 第4号議案 | 231,055 | 9,264 | 0 | （注）3 | 可決 96.15 |
| 第5号議案 | 231,707 | 8,612 | 0 | （注）3 | 可決 96.42 |

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上